

滋賀県労働委員会

年 報

— 令和 4 年版 —



滋賀県労働委員会事務局編

はじめに

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行も3年目を迎え、収束への期待と再拡大に対する警戒感に揺れる社会状況の中で、まん延防止措置の全面解除や入国制限の緩和などを背景に、経済活動の再開や、人々の対面での交流が徐々に見られるようになりました。一方で、世界情勢はロシアによるウクライナ侵攻や急速な物価上昇に見舞われ、国内でも記録的な円安に直面するなど、人々の生活を大きく揺るがす出来事が続いた1年でもありました。

労働市場では、急速な物価上昇への対抗策として一時金の支給や賃上げが続いたほか、従来の日本型雇用からジョブ型雇用へと人事制度を見直す企業の増加や、DXに対応できるようデジタル技術を学び直すリスキリングが話題となるなど、労働者を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。

さて、この年報は、令和4年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った事件の処理状況および当委員会の活動状況の概要をまとめたものです。

不当労働行為事件の審査については、令和3年に引き続き令和4年も新たな申立てはありませんでした。また、調整事件については、集団的労使紛争の新規あっせん申請が2件あり、そのうち1件は終結、もう1件は翌年へ繰越しとなりました。個別的労使紛争の新規あっせん申請は、前年と同数の7件で、全て終結しました。

これらの事件の公正かつ迅速な処理、さらには健全な労使関係の確立のため、御尽力を賜りました関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

当委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を1年2か月とし、できる限り迅速な処理に努めるとともに、労働委員会制度の利用促進や労使紛争の未然防止に資するため、委員による労働相談や、事務局職員による日々の相談を実施しています。さらに、研修・啓発事業として、委員および事務局職員の研修の充実を図るとともに、県内の高校や大学等へ出前講座を実施し、普及啓発活動に力を入れています。また、令和4年は3年ぶりに県内企業を訪問し、工場見学や社員の皆様との意見交換をさせていただき、実際の企業現場の様子を知る貴重な機会となりました。

冒頭にも申し上げましたように、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、私ども労働委員会も様々な労働問題に的確に対応できるよう、更なる研さんを積んでいかなければなりません。加えて、コロナ禍で一気に加速したDX化の流れにも対応していく必要があります。

労働委員会では、公労使三者構成という特性を活かし、労使関係の健全化にますます貢献していけるよう努力してまいり所存です。

今後とも関係機関の皆様の一層の御支援を賜りますようお願いいたしますとともに、この冊子が、日頃から労働問題に携わっておられる皆様、また労働問題に関心をお持ちの方々の御参考になれば幸いです。

令和5年3月

滋賀県労働委員会

事務局長 小川好成

目 次

第1章	滋賀県労働委員会の構成	
1	概要	1
2	沿革	1
3	委員	2
4	あっせん員候補者	3
5	事務局	4
第2章	滋賀県労働委員会の活動状況	
第1節	会議等	
1	概要	5
2	総会	5
3	公益委員会議	10
4	研究会	10
5	労働相談会	11
6	委員会連絡会議	11
7	事務局連絡会議	13
8	業務運営状況調査	13
9	審問見学	13
10	講座等	14
11	研修	14
12	今後の労働委員会の在り方検討への対応	16
第2節	事件取扱概況	18
第3節	審査	
1	不当労働行為事件審査	
(1)	概況	20
(2)	審査の期間の目標の達成状況	20
(3)	取扱事件一覧表	20
(4)	事件の概要	20
(5)	再審査申立事件の概要	20
(6)	行政訴訟事件の概要	20
2	労働組合資格審査	
(1)	概況	21
(2)	資格審査一覧表	22

第4節	調整	
(1)	概況	23
(2)	取扱事件一覧表	26
第5節	争議の実情調査	
(1)	概況	31
(2)	実情調査一覧	32
第6節	広報活動	33
資	料	
1	取扱事件統計	35
2	事件および労働相談の取扱件数の推移（グラフ）	40
3	労働組合状況	41
4	歴代委員名簿	44

第1章 滋賀県労働委員会の構成

1 概 要

都道府県労働委員会は、労働者の団結を擁護することおよび労働関係の公正な調整を図ることを任務として、労働組合法第19条の12および地方自治法第180条の5の規定に基づき、各都道府県が設ける行政委員会である。

当委員会は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員および使用者を代表する使用者委員各5名の計15名で構成されている。このうち労働者委員および使用者委員は、それぞれ県内の労働組合または使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員および使用者委員の同意を得て、いずれも知事から任命され、任期は2年である。

委員が任命され、委員会が構成されると、会務を総理する会長および会長の職務を代行する会長代理が公益委員の中から選挙される。

この他に委員会には、労働争議のあっせんを行うあっせん員候補者が置かれている。

また、委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局には会長の同意を得て知事から任命された事務局長以下必要な職員が置かれている。

委員会の職務権限の主なものは、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査、証明
- (2) 地公労法第5条第2項による認定、告示
- (3) 不当労働行為の審査、決定、命令
- (4) 労働争議のあっせん、調停、仲裁
- (5) 労働協約の拡張適用の決議
- (6) 争議発生届の受理
- (7) 公益事業における争議行為予告通知の受理
- (8) 労調法第37条違反に関する審査、処罰請求
- (9) 争議の実情調査
- (10) 個別的労使紛争のあっせん

以上のうち(1)、(2)、(3)、(5)および(8)は準司法的機能であり、このうち(5)を除いては公益委員のみで行う職務権限である。

2 沿 革

昭和21年（1946年）3月1日	旧労働組合法施行（中央労働委員会および地方労働委員会設置）
昭和21年（1946年）10月13日	労働関係調整法施行（あっせん、調停、仲裁等の規定明確化）
昭和22年（1947年）5月3日	日本国憲法施行
昭和24年（1949年）6月1日	現行労働組合法施行（労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等が公益委員の専管事項へ変更）
昭和41年（1966年）4月1日	委員の任期が1年から2年に延長
平成12年（2000年）4月1日	地方分権一括法施行（地方労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務へ変更）
平成13年（2001年）8月16日	個別的労使紛争のあっせん開始
平成13年（2001年）10月1日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行
平成17年（2005年）1月1日	滋賀県地方労働委員会から滋賀県労働委員会へ改称
平成21年（2009年）10月	個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間開始
平成23年（2011年）10月	無料労働相談会（10月開催）開始
平成25年（2013年）6月	月例労働相談開始

3 委 員

令和4年は、第46期委員（令和3年4月1日付け任命）で運営されてきた。

第46期滋賀県労働委員会委員名簿

（令和4年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職 等	経 歴	備 考
公益委員	会長 吉 田 和 宏	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	会長代理 土 井 裕 明	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	中 岡 研 二	特定社会保険労務士	滋賀県社会保険労務士会会長	再
	奥 田 香 子	近畿大学法学部教授	近畿大学法科大学院教授	再
	中 睦	弁護士	滋賀紛争調整委員会委員	再
労働者委員	白 崎 直 樹	江若交通労働組合 執行委員長	江若交通労働組合 書記長	再
	池 内 正 博	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	再
	辻 喜 則	関西電力労働組合滋賀地区本部 執行委員長	関西電力労働組合滋賀地区本部 副執行委員長	再
	大 西 省 三	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	U Aゼンセン群馬県支部 支部長	再
	白 木 宏 司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 副会長	再
使用者委員	北 川 鉄 樹	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	株式会社滋賀銀行長浜支店 支店長	再
	森 本 勝	レーク商事株式会社 取締役社長	株式会社滋賀ディーシーカード 取締役社長	再
	寺 田 美 弥 子	一般財団法人近畿健康管理センター 理事 会長	一般財団法人近畿健康管理センター 副理事長	新
	中 作 佳 正	株式会社ナカサク 代表取締役社長	株式会社ナカサク 専務取締役	新
	富 田 俊 昭	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	東レ株式会社マレーシア 取締役	新

なお、令和4年中の異動は次のとおりである。

令和4年2月1日付け就任：使用者委員 富田 俊昭

4 あっせん員候補者

労働委員会では、労働関係調整法第10条および第11条の規定に基づき、学識経験を有する者で労働争議の解決につき援助を与えることができる者をあっせん員候補者としてあらかじめ委嘱している。あっせん員候補者の任期は、法律その他に定めがなく、委員改選後の最初の総会において、また、任期途中で委員の交替があった場合は新委員任命後の総会において、あっせん員候補者の委嘱および解任を決議し、決定することを慣例としている。労働委員会では、あっせん員候補者名簿を作成、常備しており、あっせんを行う際には、原則としてこの名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。なお、平成13年8月から実施している個別の労使紛争のあっせんについても、この名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。

滋賀県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和4年12月31日現在)

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
吉 田 和 宏	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成13. 4. 2
土 井 裕 明	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成21. 4. 1
中 岡 研 二	特定社会保険労務士 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
奥 田 香 子	近畿大学法学部教授 滋賀県労働委員会委員	平成23. 4. 1
中 睦	弁 護 士 滋賀県労働委員会委員	平成31. 4. 1
白 崎 直 樹	江若交通労働組合 執行委員長 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
池 内 正 博	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長 滋賀県労働委員会委員	平成28. 11. 11
辻 喜 則	関西電力労働組合滋賀地区本部 執行委員長 滋賀県労働委員会委員	平成30. 3. 9
大 西 省 三	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 4. 10
白 木 宏 司	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 会長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 10. 9
北 川 鉄 樹	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事 滋賀県労働委員会委員	平成25. 4. 1
森 本 勝	レーク商事株式会社 取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 11. 13
寺 田 美 弥 子	一般財団法人近畿健康管理センター 理事 会長	令和3. 4. 1
中 作 佳 正	株式会社ナカサク 代表取締役社長	令和3. 4. 1
富 田 俊 昭	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	令和4. 2. 10
小 川 好 成	滋賀県労働委員会事務局長	令和4. 4. 8
森 俊 彦	滋賀県労働委員会事務局次長	平成30. 4. 13

5 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づき、労働委員会の事務を整理するために事務局が設置されており、局長以下の職員が配置されている。

事務局の分掌事務は次のとおりである。

- (1) 委員およびあっせん員候補者に関すること
- (2) 委員会の会議に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 職員の人事、給与、服務および福利厚生に関すること
- (5) 予算の経理および物品の出納保管に関すること
- (6) 滋賀県労働委員会訓令の制定改廃に関すること
- (7) 文書の収受、発送および保存に関すること
- (8) 関係資料の収集、整理および保管ならびに統計に関すること
- (9) 年報の編さん、刊行およびその他広報に関すること
- (10) 労働争議発生届および争議行為予告通知の受理に関すること
- (11) 労働争議のあっせん、調停および仲裁に関すること
- (12) 労働争議の実情調査に関すること
- (13) 調停委員会、仲裁委員会その他調整に関する委員会に関すること
- (14) 個別的労使紛争のあっせんに関すること
- (15) 公益委員会議その他審査に関する委員会に関すること
- (16) 労働組合の資格審査および証明に関すること
- (17) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定および告示に関すること
- (18) 不当労働行為に係る申立ての受理、審査および命令または決定に関すること
- (19) 不当労働行為に係る訴訟に関すること
- (20) 労働関係調整法第42条の規定による決議に関すること
- (21) 労働組合法第18条の規定による決議に関すること
- (22) 労働相談会および関係機関との連携に関すること
- (23) 労働委員会の活性化および研修・啓発に関すること
- (24) 関係機関への報告その他必要な連絡に関すること

滋賀県労働委員会事務局職員名簿

(令和4年12月31日現在)

職名	氏名	発令年月日
事務局長	小川好成	令和4.4.1
次長	森俊彦	平成30.4.1
副主幹	田中博	令和3.4.1
主任主事	窪田大輔	令和3.4.1
主事	麻野紘子	令和4.4.1
主事	島絵理佳	令和2.4.1

第2章 滋賀県労働委員会の活動状況

第1節 会 議 等

1 概 要

労働委員会の業務は、委員会の持つ合議制の原則から、全て会議によって運営されている。

会議には、総会と公益委員会議、その他必要に応じて開催する調停委員会、仲裁委員会、小委員会等がある。

総会は、委員全員をもって構成され、公益委員会議で行うものを除いた全ての問題を審議し、委員会の活動方針や仕事の進め方を決定するもので、委員会運営の中核的役割を果たしている。総会は労働委員会規則では毎月1回以上開かれることになっているが、当委員会では定例会を原則として毎月第2、第4金曜日の2回開催している。

公益委員会議は公益委員のみで行われる会議であり、不当労働行為事件の認定審査および命令の決定、労働組合の資格審査、その他地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示等を扱っている。この会議は必要に応じて開かれることになっている。

また、この他に専門知識の研鑽を図るために開催される研究会や他の都道府県労働委員会への調査、各労働委員会相互の連絡調整のために開催される全国、ブロック別の会議、および研修等があり、さらに、毎年10月の「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間に合わせた労働相談会に加え、平成25年度からは原則として毎月第4金曜日に月例労働相談を開催している。

令和4年中における会議等の開催状況は以下のとおりである。

2 総 会

開催回数	期 日	付議事項および報告事項
第1784回	令和4. 1.14 (Web 併用開催)	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和3年(個)第7号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 令和3年度第2回労使関係セミナーの概要報告について (2) 月例労働相談(11月～12月)に係る報告について (3) その他
1785	4. 1.28	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和3年(個)第7号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 令和3年度労働問題セミナー開催案内について (2) その他
1786	4. 2.10	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の委嘱および解任について 2 報告事項 (1) 争議の実情調査について 3 その他 (1) 近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の概要報告について

		(2) 月例労働相談（1月分）に係る報告について (3) その他
1787	4. 2.25	1 報告事項 (1) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議（議題2）の概要報告について (2) 令和4年度月例労働相談実施要領について (3) 第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の概要報告について (4) その他
1788	4. 3.11	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和4年（個）第1号～第3号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 月例労働相談（2月分）に係る概要報告について (2) 労働組合基礎調査報告について (3) その他
1789	4. 3.25	1 付議事項 (1) 不当労働行為事件の審査等に関する申合せの改正について 2 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和4年（個）第1号～第3号 イ 令和4年（個）第4号 (2) 争議の実情調査について 3 その他 (1) 令和3年度第3回労使関係セミナーの概要報告について (2) 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例調査への回答（案）について (3) 労働相談取扱要領について (4) その他
1790	4. 4. 8	1 付議事項 (1) 滋賀県労働委員会会長代理の交替について (2) あっせん員候補者の委嘱および解任について 2 報告事項 (1) あっせんについて（資料3） ア 令和4年（個）第1号～第3号 イ 令和4年（個）第4号 (2) 争議の実情調査について 3 その他 (1) 令和4年度総会および諸会議について (2) 令和3年度活性化取組状況の報告について (3) その他

1791	4. 4.22	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 不当労働行為事件に係るウェブ会議システムを用いた調査に関する申合せについて</p> <p>(2) あっせんについて</p> <p>ア 令和4年(個)第1号~第3号</p> <p>イ 令和4年(個)第4号</p> <p>(3) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 第122回近畿ブロック労働委員会連絡協議会の議題について</p> <p>(2) その他</p>
1792	4. 5.13	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和4年(個)第1号~第3号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 第122回近畿ブロック労働委員会連絡協議会の議題回答(案)について</p> <p>(2) 10月労働相談会実施要領について</p> <p>(3) その他</p>
1793	4. 5.27	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和4年(個)第5号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 管轄及び除斥期間に係る事例の全国調査の結果概要について</p> <p>(2) その他</p>
1794	4. 6.13	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和4年(個)第5号</p> <p>イ 令和4年(個)第6号</p> <p>ウ 令和4年(個)第7号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 近畿ブロック労働委員会労働者側委員連絡会議第54回総会・研究会の概要について</p> <p>(2) 月例労働相談(5月分)に係る報告について</p> <p>(3) ITの利用に関する全国調査への回答(案)について</p> <p>(4) その他</p>
1795	4. 6.24	<p>1 報告事項</p> <p>(1) あっせんについて</p> <p>ア 令和4年(個)第6号</p> <p>イ 令和4年(個)第7号</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p>

		(1) 第122回近畿ブロック労働委員会連絡協議会の概要報告について (2) その他
1796	4. 7. 7	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和4年(個)第6号 イ 令和4年(個)第7号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 月例労働相談(6月分)に係る報告について (2) その他
1797	4. 7.22	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和4年(個)第6号 2 その他 (1) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の概要報告について (2) 労働条件実態調査(令和3年版)の概要について (3) その他
1798	4. 8. 9	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和4年(個)第6号 2 その他 (1) 月例労働相談(7月分)に係る報告について (2) 新型コロナウイルス感染症対策について (3) その他
1799	4. 9. 9	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和4年(個)第6号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 月例労働相談(8月分)に係る報告について (2) 10月労働相談会について (3) 令和4年度公労使委員合同研修の概要報告について (4) 第2回委員会研究会について (5) その他
1800	4. 9.26	1 報告事項 (1) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 令和4年度第2回委員会研究会の概要について (2) 和解事例報告について (3) あっせん申請の予定について (4) その他
1801	4.10.14	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和4年(調)第1号

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 10月労働相談会に係る報告について (2) その他
1802	4.10.28	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) あっせんについて <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年(調)第1号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 近畿ブロック労働委員会会長・事務局長連絡会議の概要報告について (2) その他
1803	4.11.11	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働組合資格審査について(法人登記) <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年(資)第1号 (2) あっせんについて <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年(調)第1号 (3) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 10月無料労働相談会の実施結果報告について (2) 個人情報を含むデータ送信時のパスワードの設定について (3) その他
1804	4.12.9	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 月例労働相談(11月)の実施結果報告について (2) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会の報告について (3) 全国労働委員会事務局審査・調整主管課長会議の報告について (4) その他
1805	4.12.23	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働組合資格審査について(法人登記) <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年(資)第1号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個別紛争専門研修の受講報告について (2) 奈良県労働委員会セミナーの概要報告について (3) その他

3 公益委員会議

開催回数	期 日	付議事項および協議事項
第1578回	令和4. 1.21	1 協議事項 (1) 第139回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1579	4. 3.11	1 付議事項 (1) 不当労働行為事件の審査等に関する申合せの改正等について 2 協議事項 (1) 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例調査への回答(案)について
1580	4. 3.25	1 付議事項 (1) 不当労働行為事件の審査等に関する申合せの改正について 2 協議事項 (1) 不当労働行為の管轄及び除斥期間に係る事例調査への回答(案)について
1581	4. 4. 8	1 付議事項 (1) 不当労働行為事件に係るウェブ会議システムを用いた調査に関する申合せについて
1582	4. 4.22	1 付議事項 (1) 不当労働行為事件に係るウェブ会議システムを用いた調査に関する申合せについて
1583	4. 6.13	1 協議事項 (1) I Tの利用に関する全国調査への回答(案)について
1584	4.11.11	1 付議事項 (1) 労働組合資格審査について(法人登記) ア 令和4年(資)第1号
1585	4.12.23	1 付議事項 (1) 労働組合資格審査について(法人登記) ア 令和4年(資)第1号 2 協議事項 (1) 第140回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

4 研究会

開催回数	期 日	内 容
第66回	令和4. 2. 4	一般職業紹介状況から見るコロナ禍による社会・経済への影響 (講師：滋賀労働局 職業安定部職業安定課 職員)
67	4. 5.20	育児・介護休業法の改正解説 (講師：滋賀労働局 雇用環境・均等室 職員)
68	4. 9.21	企業訪問：株式会社村田製作所八日市事業所

5 労働相談会

(1) 月例労働相談

期 日	場 所	相談員（委員）			事務局
		公益	労働者	使用者	
令和4. 1.28	委員会室	奥田委員	白崎委員	中作委員	森次長
4. 2.25	〃	中岡代理	辻委員	寺田委員	米澤主任主事
4. 5.27	〃	吉田会長	白崎委員	森本委員	窪田主任主事
4. 6.24	〃	玉井代理	辻委員	富田委員	麻野主事
4. 7.22	〃	吉田会長	大西委員	北川委員	田中副主幹
4. 8.26	〃	中岡委員	白木委員	寺田委員	窪田主任主事
4.11.28	〃	吉田会長	池内委員	中作委員	麻野主事

相談件数：11件（3月、4月、9月、12月については、相談日を設けたが相談実績なし。）

(2) 労働相談会（10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて開催）

期 日	場 所	相談員（委員）			事務局
		公益	労働者	使用者	
令和4.10. 7	大津市	中岡委員	大西委員	森本委員	森次長
4.10. 8	彦根市	中委員	白木委員	北川委員	麻野主事
4.10.16	近江八幡市	吉田会長	池内委員	富田委員	窪田主任主事
4.10.25	草津市	玉井代理	白木委員	寺田委員	窪田主任主事
4.10.28	大津市	奥田委員	白崎委員	森本委員	窪田主任主事 島主事

相談件数：10件

6 委員会連絡会議

(1) 全国労働委員会会長連絡会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

(2) 第77回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和4年11月17日～18日

場 所 東京都渋谷区

講 演 「労働紛争の多様化と労働委員会の新たな役割」

議 題

- ① 労働委員会の広報活動について
- ② 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について
- ③ 労働施策総合推進法の全面施行を踏まえた、労働委員会におけるパワーハラスメントに係るあ
っせん事件への対応について

(3) 第139回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議

期 日 令和4年1月25日

方 法 Web開催

議 題

- ① 組合加入申込書の有効性について ー和歌山県労委ー
- ② 日程調整困難を理由とする団体交渉拒否について ー和歌山県労委ー
- ③ 組合員に対する金員の不支給に係る救済命令の内容について ー和歌山県労委ー

(4) 近畿ブロック労働委員会労働者側委員連絡会議

ア 第54回総会・研究会

期 日 令和4年5月23日

場 所 京都府京都市

議 題

① 総会

ア 2021年度経過報告、各府県労委活動報告、会計報告・会計監査報告

イ 2022年度活動方針(案)、予算(案)、役員体制(案)、諸活動について(案)

② 研究会

講演「『今後の労働委員会の在り方検討委員会』に参加して」

イ 命令研究会

期 日 令和4年11月29日

場 所 大阪府大阪市

講 演 兵庫県労働委員会における事例研究について

(5) 第122回近畿ブロック労働委員会連絡協議会

期 日 令和4年6月7日

方 法 Web開催

講 演

「民事訴訟手続のIT化と労働委員会」

議 題

① 労働紛争の解雇事案における金銭解決について ー京都府労委ー

② あっせんの方式について ー京都府労委ー

(6) 近畿ブロック労働委員会会長連絡会議

期 日 令和4年10月25日

場 所 兵庫県神戸市

議 題

① 令和5年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について

② 不当労働行為事件の審査体制について

報 告

① 労働委員会の在り方検討にかかる現在の状況及び今後の対応について

7 事務局連絡会議

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

(2) 近畿ブロック労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和4年10月25日

場 所 兵庫県神戸市

議 題

- ① 令和5年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について
- ② 総会及び公益委員会議の活性化について
- ③ 個別労働紛争の相談体制、労委の役割、課題等について

報 告

- ① 労働委員会の在り方検討にかかる現在の状況および今後の対応について

(3) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和4年11月28日

場 所 東京都港区

議 題

- ① 資格審査における「全国的規模をもつ労働組合」の判断基準について
- ② 審査人材の確保・育成について
- ③ ウェブ会議による調査について

報 告

- ① 労働委員会在り方・ビジョン検討委員会の現状について

(4) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和4年11月29日

場 所 東京都港区

報 告

- ① 各都道府県からの事例報告 ー秋田県労委、新潟県労委ー
- ② 都道府県労働委員会事務局からの業務報告 ー長野県労委、滋賀県労委、愛媛県労委ー

(5) 近畿ブロック労働委員会事務局課長会議

平成30年度以降休止

8 業務運営状況調査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

9 審問見学

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

10 講座等

(1) 大学への出前講座：「ワークルール、ブラックバイト、ブラック企業について」

期日	場所	講師	出席者
令和4. 4.20 (連合滋賀寄付講座)	滋賀大学	労働者委員、 事務局職員	経済学部1～4年生
6月～7月 (録画配信)	びわこ学院大学	事務局職員	教育福祉学部3年生、 短期大学部2年生

(2) 高等学校への出前講座：「働いていて、こんなことアリ?と思ったときは、まず相談を！」

期日	場所	講師	出席者
令和4.10.17	八幡商業高等学校	事務局職員	3年生
4.11.16	堅田高等学校	〃	3年生
4.11.24	滋賀短期大学附属高等学校	〃	1年生
4.12.19	彦根工業高等学校 定時制	〃	4年生

11 研修

(1) 経営労働フォーラム2022

期 日 令和4年2月8日

場 所 滋賀県草津市 (Web併用)

内 容

- ① 解説：2022年版連合白書について
- ② 解説：2022年版経営労働政策特別委員会報告について

(2) 公労使委員合同研修

期 日 令和4年9月1日 (全体研修)、9月2日 (独自研修)

場 所 東京都千代田区、中央区

内 容

(全体研修)

- ① 労働委員会について ー歴史・現状・課題ー
- ② 労働法の基礎
- ③ 調整事例検討 ー山口県労委ー
- ④ 審査事例検討 ー広島県労委ー

(使用者委員研修)

- ① 労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要
- ② メンタルヘルスをめぐる近年の諸問題とその対策
- ③ 高齢者が活用できる環境整備

(3) 公労使委員個別紛争専門研修

期 日 令和4年12月1日～2日

場 所 東京都中野区

内 容

- ① 労働関係法令の改正等の動向
- ② 裁判例の動向

- ③ 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例
- ④ スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

(4) 労使関係セミナー

ア 令和3年度 第3回

期 日 令和4年3月4日

場 所 京都府京都市

内 容

- ① 働き方改革に関連して注視すべき課題を考察する
 - ア 基調講演
 - イ パネルディスカッション

イ 令和4年度 第1回

期 日 令和4年9月9日

場 所 大阪府大阪市

内 容

- ① 各国との比較を通じて日本の集团的労使関係の今後について考える
- ② パートタイム・有期雇用労働者の「均等・均衡」処遇について

ウ 令和4年度 第2回

期 日 令和4年12月15日

場 所 奈良県奈良市

内 容

- ① 働き方改革をめぐって
- ② もうひとつの「働き方改革」と労働法

(5) 研修・啓発小委員会

期 日 令和4年1月14日

令和4年2月10日

令和4年4月8日

令和4年5月20日

令和4年8月9日

令和4年10月14日

内 容 労働委員会委員および事務局職員の資質の向上や労働委員会の活動に係る情報発信等を体系的に推進するため、平成29年度から開催している。

令和4年度のテーマは、①人口減少と労働問題、②コロナ禍における労働問題、③パワハラ防止法、④育児・介護休業法である。

12 今後の労働委員会の在り方検討への対応

①第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会（令和4年2月17日）

第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会では、小委員会の当面の検討の進め方について、「不当労働行為における管轄」と「除斥期間」を優先的・重点的に検討する課題とし、全国の労働委員会の実情を調査し、その結果をもとに検討していくこととされ、川田委員より、不当労働行為における管轄及び除斥期間の趣旨について説明がされた。

また、吉田委員長代理より、不当労働行為における管轄及び除斥期間に係る問題意識について、中労委事務局より調査の進め方の説明があり、調査については事務局案により進めることとされた。

②【管轄・除斥期間】全労委事例調査（令和4年2月24日～3月31日）

第2回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会での決定を受けて、全国の都道府県労働委員会の不当労働行為における「管轄」と「除斥期間」についての実務上の問題の事例調査が実施された。

③第3回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会（令和4年4月25日）

第3回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会では、東京都労働委員会から「総会のウェブ開催」について、北海道労働委員会から「不当労働行為事件の調査におけるIT活用」について、福岡県労働委員会から「ウェブあっせんの取組事例」について、それぞれの発表を聞いたうえで、労働委員会におけるITの利用に関する調査の進め方について、中労委事務局より説明があり、事務局案により進めることとされた。

④第4回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会（令和4年5月30日）

第4回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会では、「不当労働行為における管轄」および「除斥期間」に係る調査結果について、中労委事務局より説明があり、意見交換を行った。

⑤【IT利用状況】全労委事例調査（令和4年5月17日～6月17日）

第3回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会での決定を受けて、全国の都道府県労働委員会の「ITの利用状況」や「今後の方向性・予定」について、把握するための調査が実施された。

⑥全労委第2回運営委員会（令和4年7月8日）

全労委第2回運営委員会では、中労委事務局長より、第1回～第4回までの労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の検討状況について説明があり、今後取りまとめられる労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告について、臨時の運営委員会で報告を受けることが了承された。

⑦第5回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会（令和4年7月21日）

第5回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会では、「不当労働行為の管轄」と「除斥期間」以外の6項目について、中労委事務局より説明があり、意見交換を行った。

⑧労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会中間報告（案）公益委員協議（令和4年7月25日）

第6回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会に先駆けて、中労委事務局から示された中間報告骨子（案）と吉田委員長代理から示された修正（案）の一本化を図るため、小委員会の公益委員のみで事前協議を行ったが、調査結果の評価の考え方に乖離があり一本化することはできなかった。

⑨全労委第3回運営委員会（令和4年8月8日～8月22日：メール照会）

全労委第3回運営委員会では、第77回全労委連絡協議会総会の初日に第1議題として行う予定であった「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の中間報告」について、諸事情により2日目の第2議題に変更したい旨のメール照会があり、そのとおり日程変更することが了承された。

⑩第6回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会（令和4年8月24日）

第6回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会では、中労委事務局より中間報告骨子（案）について、吉田委員長代理より修正（案）について、それぞれ説明があり、意見交換を行った結果、中労委事務局の中間報告骨子（案）をベースに吉田委員長代理の修正（案）を反映させることとされた。

⑪第7回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会（令和4年9月20日）

第7回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会では、中労委事務局より第6回小委員会の議論を踏まえた中間報告（案）について説明があり、意見交換の結果、基本的に了承された。

⑫全労委第4回運営委員会（令和4年10月31日）

全労委第4回運営委員会では、労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会の両委員長から中間報告について報告がされ、この内容で全労委総会において、荒木運営委員長から報告いただくことに決定された。

⑬第77回全労委連絡協議会総会（令和4年11月17～18日）

第77回全労委連絡協議会総会初日に荒木運営委員長から労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会でとりまとめられた中間報告の内容が報告されるとともに、第2日においては、議題2としてこの中間報告を踏まえての労働委員会の実務の諸課題にどのように取り組むべきかの見解や参考となる経験の共有がされた。

第2節 事件取扱概況

当委員会における令和4年の事件取扱概況は第1表のとおりであった。

第1表 事件取扱概況

(注) 右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

事件区分		年												
		平成30		令和元		2		3		4				
労働組合 資格審査	不当労働行為救済申立てのため							1		1	1			
	法人登記のため							1				1		
	委員推薦のため	2	1	4			2		4					
	総会の決議によるもの													
	計	2	1	4			4		5	1		1		
不当労働行為事件 審査	労組法7条1号該当							1						
	労組法7条2号該当							1		1	1			
	労組法7条3号該当													
	労組法7条4号該当													
	労組法7条1・2号該当													
	労組法7条1・3号該当													
	労組法7条1・4号該当													
	労組法7条2・3号該当													
	計						2		1	1				
調整の 争議の	集団的労使紛争あっせん	4	1	2			3		1			2		
	調停						1							
	仲裁													
	計	4	1	2			4		1			2		
個別的労使紛争あっせん		13	1	7			8	1	8	1	8	1	8	1
争議の実情調査		20	4	22	4		23	4	20			23	5	
地公労法の認定・告示														
行政訴訟事件														

第2表 月別事件取扱件数状況

事件区分		月												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
労働組合 資格審査	新規係属件数										1			1
	前月からの繰越し 取扱件数											1	1	1
不当労働 行為事件 審査	新規係属件数													0
	前月からの繰越し 取扱件数													0
集団的 労使紛争 あっせん	新規係属件数									1			1	2
	前月からの繰越し 取扱件数										1	1	1	1
個別的 労使紛争 あっせん	新規係属件数			4		1	2							7
	前月からの繰越し 取扱件数	1		4	4	3	1	1	1					1
争議の 実情調査	新規係属件数		4	2		1	2		3	1	3	4		18
	前月からの繰越し 取扱件数	5	5	8	7	6	7	4	3	1	1	3	7	1
地公労法の 認定・告示	新規係属件数													0
	前月からの繰越し 取扱件数													0
行政訴訟 事件	新規係属件数													0
	前月からの繰越し 取扱件数													0

第3表 地域別事件係属状況

事件区分	地域						計
	湖南	湖東	湖北	湖西	県外		
労働組合資格審査	1						1
不当労働行為事件審査							
集団的労使紛争あつせん	1	1					2
個別的労使紛争あつせん	6	1	1	1			8
争議の実情調査	20	5	1	2			23
地公労法の認定・告示							
行政訴訟事件							

(注) ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・地域別表示は、次のとおりである。

湖南 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市

湖東 近江八幡市、東近江市、彦根市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡

湖北 長浜市、米原市

湖西 高島市

第4表 企業規模別状況 ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

事件区分	規模							計
	9人以下	10～49人	50～99人	100～299人	300～499人	500人以上		
労働組合資格審査							1	1
不当労働行為事件審査								
集団的労使紛争あつせん				2				2
個別的労使紛争あつせん			2	5		1	1	8
争議の実情調査		6	3	6	1	2	4	1
地公労法の認定・告示								
行政訴訟事件								

(注) ・労働組合資格審査については、連合団体および合同労組に係るものを含まない。

・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

第5表 業種別状況

事件区分	業種													計									
	農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	熱供給・水道業	電気・ガス・情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	物品賃貸業	不動産業	技術サービス業		学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食業・娯楽業	生活関連サービス業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	(他に分類されないもの)	サービス業	公務
労働組合資格審査				1																			1
不当労働行為事件審査																							
集団的労使紛争あつせん																1						1	2
個別的労使紛争あつせん					1						2	1			3		1					1	8
争議の実情調査								3									20	5					23
地公労法の認定・告示																							5
行政訴訟事件																							

(注) ・下段の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・労働組合資格審査については、連合団体および合同労組に係るものを含まない。

・業種は日本標準産業分類大分類に準拠する。

第3節 審 査

1 不当労働行為事件審査

(1) 概 況

令和4年に、当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件はなかった。
最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分 \ 年	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
申立件数	2	1	5	3	1	0	0	2	0	0
取扱件数	3	3	7	4	2	0	0	2	1	0
	1	2	2	1	1	0	0	0	1	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

対象なし

(3) 取扱事件一覧表

対象なし

(4) 事件の概要

対象なし

(5) 再審査申立事件の概要

対象なし

(6) 行政訴訟事件の概要

対象なし

2 労働組合資格審査

(1) 概 況

ア 取扱状況

令和4年における労働組合資格審査の取扱件数は1件であり、法人登記のためのものであった。不当労働行為救済申立てのため、委員推薦のため、および総会の決議によるものはなかった。

不当労働行為救済申立てのためとは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるものであり、委員推薦のためとは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるものであり、法人登記のためとは、労働組合が組合財産の明確化や保護、または所得税法上の優遇措置等の効果を得るため、法人格を取得する際に申請されるものである。また、総会の決議によるものとは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるもので、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）がある。

年別申請理由別取扱件数表 (注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

申請理由	年									
	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
不当労働行為	3	3	4	5	1	0	0	1	1	0
救済申立て	1	2	1	1	1	0	0	0	1	0
法人登記	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
委員推薦	6	1	7	2	8	2	4	2	4	0
	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
総会の決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	9	4	11	7	9	2	4	4	5	1
	1	2	1	1	1	1	0	0	1	0

イ 終結状況

審査の結果、労働組合法に適合すると認められたものは1件である。

終結状況表

申請理由	結果					
	適合	不適合	取下げ	打切り	次年繰越し	計
不当労働行為 救済申立て	0	0	0	0	0	0
法人登記	1	0	0	0	0	1
委員推薦	0	0	0	0	0	0
総会の決議	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	1

(2) 資格審査一覧表

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

番号	労働組合名	従業員数	組合員数	申請理由	申請年月日	決定年月日	結果
4 ・ 1	パナソニックエアコン・ワールドチェーンユニオン	約22,500	1,614	法人登記	4.10.21	4.12.23	適合

第4節 調 整

(1) 概 況

①事件数

令和4年に取り扱った調整事件数は、集团的労使紛争については、あっせんが2件であり、調停および仲裁はなかった。個別的労使紛争については、あっせんが8件であった。

最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分		年									
		平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
取扱総件数		5 0	4 0	13 1	9 0	9 1	17 1	9 0	12 1	9 1	10 1
集团的 労使紛争	あっせん	2 0	2 0	5 0	2 0	3 0	4 1	2 0	3 0	1 0	2 0
	調停	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	仲裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別的労使紛争 のあっせん		3 0	2 0	8 1	7 0	6 1	13 0	7 0	8 1	8 1	8 1

②取扱結果

ア 集团的労使紛争

令和4年に係属した2件のうち、1件は終結し、1件は翌年に繰り越した。

結果		年				
		平成30	令和元	2	3	4
取扱件数		4	2	4	1	2
終結	解決	1	0	1	0	1
	取下げ	0	0	2	1	0
	不開始	0	0	0	0	0
	打切り	3	2	1	0	0
翌年繰越し		0	0	0	0	1

イ 個別的労使紛争のあっせん

令和4年に係属した8件は、全て当年内に終結した。

結果		年				
		平成30	令和元	2	3	4
取扱件数		13 0	7 0	8 1	8 1	8 1
終結	解決	7 0	1 0	0 0	1 0	5 0
	取下げ	2	0	4	2	1
	不開始	1	0	0	0	0
	打切り	3 0	5 0	3 1	4 1	2 1
翌年繰越し		0	1	1	1	0

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

③調整事項の状況

新規係属事件の調整事項別状況は次のとおりである。なお、1つの係属事件に調整事項が複数含まれる場合があるため、調整事項の総計と新規係属事件数は一致しない。

ア 集团的労使紛争

調整事項		年				
		平成30	令和元	2	3	4
組合活動・労働協約				1		
a	組合承認・組合活動			1		
b	協定締結・全面改定					
c	協定効力・解釈					
賃金等		1		3	2	1
d	賃金増額			1	1	
e	一時金			1		
f	諸手当					1
g	その他賃金に関するもの	1				
h	退職一時金・年金			1	1	
i	解雇手当・休業手当					
給与以外の労働条件		1				
j	労働時間					
k	休日・休暇					
l	作業方法の変更					
m	定年制	1				
n	その他の労働条件					
経営または人事		1		1	1	1
o	事業休廃止・事業縮小					
p	企業合併・営業譲渡					
q	人員整理					
r	配置転換					
s	解雇	1		1		
t	その他の経営・人事				1	1
福利厚生						
u	福利厚生					
団体交渉等		1	1	2		
v	団交促進	1	1	2		
w	事前協議制					
その他		2	2			2
x	その他	2	2			2
総計		6	3	7	3	4
新規係属事件数		3	2	4	1	2

イ 個別的労使紛争

調整事項	年	平成30	令和元	2	3	4
	経営または人事		11	4	5	2
ア 解雇		1	1	1	1	2
イ 配置転換・出向・転籍		2	2	1		1
ウ 復職		1	1	1		
エ 懲戒処分		2		1		
オ 退職		5				
カ 勤務延長・再雇用				1	1	
キ その他経営または人事						1
賃金等		4		1	4	4
ク 賃金未払い		2		1	2	1
ケ 賃金増額						
コ 賃金減額					1	
サ 一時金						
シ 退職一時金		1				
ス 解雇手当					1	
セ 休業手当						1
ソ 諸手当						2
タ その他賃金		1				
チ 年金（企業年金・厚生年金等）						
労働条件等		5		5	4	3
ツ 労働契約				2		2
テ 労働時間		1			1	
ト 休日・休暇						
ナ 年次有給休暇		1		1		
ニ 育児休業・介護休業				1		
ヌ 時間外労働		2				
ネ 安全・衛生				1		
ノ 福利厚生制度						
ハ 社会保険						
ヒ 労働保険						
フ その他の労働条件等		1			3	1
職場の人間関係		4	5	6	4	2
ヘ セクハラ				1		
ホ パワハラ・嫌がらせ		4	5	5	4	2
その他		2	1		1	1
マ その他		2	1		1	1
総計		26	10	17	15	14
新規係属事件数		13	7	7	7	7

(2) 取扱事件一覧表

①集团的労使紛争

番 号	655	656
事件番号	令和4(調)第1号	令和4(調)第2号
調整区分	あっせん	あっせん
当事者	申請者	A労働組合
	相手方	A株式会社
事業内容	サービス業	教育・学習支援業
従業員数	100人～299人	100人～299人
争議参加人員 (組合員数)	10人～49人	6人
争議行為の状況	なし	なし
調整事項	資格手当の増額、業務中の事故に対する処分基準の撤回	組合要求資料の早期開示、経営責任を負う役職者の団体交渉への参加、団体交渉内容確認書への署名押印
労働者側主張	<p>団体交渉の結果、資格手当が増額されることになったが、従事できる業務に一部制限を受ける資格については、手当額が据え置かれることとなった。資格手当の導入以降、一部制限を受ける資格も制限を受けない資格と同様に扱われてきたにもかかわらず、今回の改定では増額の対象外とされたことには納得できない。</p> <p>また、業務中の事故に対する処分基準について、組合と協議をすることなく、会社から一方的に導入すると言われた。</p>	<p>団体交渉において、一部部門の縮小廃止にかかる今後の雇用計画や収支改善計画に関する資料開示を要求しているが、法人側はできるだけ早い段階で作成し開示するとしながら、具体的な開示予定も示そうとしない。</p> <p>法人は団体交渉には応じるものの、交渉権限を委任されたとする総務部長が出席するのみで、その場で明確な回答を得られないことがないため、経営責任を負う役職者の団体交渉への出席を求める。</p> <p>団体交渉後に、交渉内容の確認のために労使双方が署名押印した文書を作成したいが、法人はそれに応じようとしていない。</p>
使用者側主張	<p>資格手当については、導入当初から、手当の目的に照らして、資格のレベルごとに取扱いを異にしており、今回、従事できる業務に制限を受けない資格のみ手当額を増額したことについては、何らこれまでと取扱いを変えるものではない。</p> <p>業務中の事故に対する処分基準については、そもそも、これまでケースバイケースで対応していたところ、組合から処分基準を作成するよう求められたため作成したものである。</p>	<p>組合の要求する雇用計画や収支改善計画の資料は今後作成していくものであり、現段階で組合側に示すことは困難である。</p> <p>これまでの団体交渉では、一部部門の縮小廃止に伴う雇用予定に関し十分な話し合いができず、今後の団交で実質的な内容を話し合い、その中で決定できるような事項があれば、事務局長や理事長が出席することもある。</p> <p>現時点では、いわば交渉の前段階の話を団交で行っている状態であり、まだ押印するような決定事項はなく、組合と法人がそれぞれ団体交渉の記録として残しておけばよいだけのことと考えている。</p>
申請年月日	令和4年9月26日	令和4年12月26日
終結年月日	令和4年11月2日	係属中
結 果	解決	—
終結要旨	双方があっせん案を受諾した。	—
調整担当員	吉田和宏(公)、大西省三(労)、寺田美弥子(使)	土井裕明(公)、池内正博(労)、中作佳正(使)

②個別的労使紛争

番 号	個105	個106
事件番号	令和3年(個)第7号	令和4年(個)第1号
当事者	申請者	被申請者従業員
	相手方	C株式会社
事業内容	不動産業, 物品賃貸業	生活関連サービス業、娯楽業
従業員数	500人以上	100人~299人
雇用形態	正社員	有期雇用契約
調整事項	定年退職後の継続雇用および提示された職種等の見直し	①コロナワクチン未接種者に対する不利益の解消、②使用者側の理由による休業1日分に対する補償
労働者側主張	<p>会社の担当者から、「就業規則に基づき60歳の誕生日の翌日に定年退職をしてもらう。継続勤務を希望するのであれば仕事を探す。」との発言があった。</p> <p>その後、会社から定年後の再雇用にかかる労働条件の提示があったが、定年前の事務の仕事とは全く異なるものであり、賃金も大きく減額されるものであったため、再雇用に関する要望事項を会社に伝えたが拒否され、さらには「拒否した場合は定年をもって雇用契約を打ち切る。」と言われた。</p>	<p>本来、使用者は労働者に対しコロナワクチンの接種を強制できるものではない。</p> <p>雇用契約においては、年間192日の勤務日数が定められていることから、ワクチン接種の有無にかかわらず、定められたとおりの勤務日数を確保してほしい。</p> <p>ワクチン接種の有無を、雇用契約の更新や業務の割当ての条件としないでほしい。</p> <p>外部へ出向いて行う特定業務への従事予定であったはずの1日分について、結局使用者側から勤務命令が出されず、従事できなかったことは使用者側の事情によるものであるため、それに対する休業補償を求める。</p>
使用者側主張	<p>申請者は入社以降、業務上のミスを繰り返し返しており、再三注意・指導をしているが改善されない。このような事情から、申請者の再雇用にあたっては現在の担当業務を任せることができないと考え、これまでと異なる職種を提示した。賃金は職種の変更に伴い、それに見合う金額に減額したものである。</p>	<p>申請者に対しては年間192日以上勤務日を割り当てており、特段の不利益は生じていない。</p> <p>上記特定業務については、派遣先の事情やコロナ感染症対策への要望があることから、ワクチン未接種者を派遣することはできない。</p> <p>申請者が主張する特定業務への従事割当て日は確定したのではなく、予定枠として確保していたものであり、申請者がワクチン未接種のままであったため、最終的に勤務を割り振らなかったものである。実際に勤務を命じた日ではないことから、申請者に対する休業手当は生じない。</p>
申請年月日	令和3年12月20日	令和4年3月7日
終結年月日	令和4年1月28日	令和4年5月11日
結 果	打ち切り	解決
終結要旨	あっせんを開催したが、双方の主張に隔たりが大きいため打ち切った。	双方があっせん案を受諾した。
あっせん員	吉田和宏(公)、大西省三(労)、北川鉄樹(使)	中睦(公)、白木宏司(労)、森本勝(使)

番 号	個107	個108
事件番号	令和4年(個)第2号	令和4年(個)第3号
当事者	申請者	被申請者従業員
	相手方	公益財団法人D(個106に同じ)
事業内容	生活関連サービス業、娯楽業	生活関連サービス業、娯楽業
従業員数	100人～299人	100人～299人
雇用形態	有期雇用契約	有期雇用契約
調整事項	①ワクチン接種の有無を問わず就業する権利を認めること、②コロナワクチン未接種者に対する不利益の解消その他	①コロナワクチン未接種者に対する不利益の解消、②財団の適切な運営
労働者側主張	<p>使用者からワクチン接種を強要されるハラスメントが生じている。ワクチン接種の有無を問わず、すべての活動に全員が参加できる権利を認めてもらいたい。</p> <p>使用者には厚生労働省の通達に反しないよう、ワクチン接種の有無に関係なく所定の勤務日数(192日)を確保してもらいたい。</p> <p>使用者側の理由によって特定業務への参加ができなかった3日分について、本来支給されるべき手当の支給を求める。</p> <p>限られた日程の中で192日分の勤務日数を確保するため、申請者ら自身が調整に苦心することとなった。このようなことのないよう、使用者側の責任において勤務日を調整してもらいたい。</p>	<p>使用者には厚生労働省の通達に反しないよう、ワクチン接種の有無に関係なく所定の勤務日数(192日)を確保してもらいたい。</p> <p>使用者側の理由によって特定業務への参加ができなかった3日分について、本来支給されるべき手当の支給を求める。</p> <p>令和3年度のような大幅な勤務日数不足が生じないよう、予め使用者は責任をもって年間スケジュールの管理を徹底すること、勤務日数不足に対しては、使用者が責任をもって調整を行うこと等を求める。</p>
使用者側主張	<p>申請者に対しては年間192日の勤務日数を確保していることから、特段の不利益は生じていない。</p> <p>上記特定業務については、派遣先の事情やコロナ感染症対策への要望があることから、ワクチン未接種者を派遣することはできない。</p> <p>申請者が要求する特定業務に係る手当の3日分については、当該出勤日において申請者を特定業務へは従事させていないため、通常勤務の日額報酬分しか支給できない。</p>	<p>申請者に対しては年間192日の勤務日数を確保していることから、特段の不利益は生じていない。</p> <p>上記特定業務については、派遣先の事情やコロナ感染症対策への要望があることから、ワクチン未接種者を派遣することはできない。</p> <p>申請者が要求する特定業務に係る手当の3日分については、当該出勤日において申請者を特定業務へは従事させていないため、通常勤務の日額報酬分しか支給できない。</p>
申請年月日	令和4年3月7日	令和4年3月7日
終結年月日	令和4年5月11日	令和4年5月11日
結 果	解決	解決
終結要旨	双方があっせん案を受諾した。	双方があっせん案を受諾した。
あっせん員	中睦(公)、白木宏司(労)、森本勝(使)	中睦(公)、白木宏司(労)、森本勝(使)

番 号	個109	個110
事件番号	令和4年(個)第4号	令和4年(個)第5号
当事者	申請者	被申請者従業員
	相手方	社会福祉法人E
事業内容	医療, 福祉	労働者派遣業
従業員数	50人~99人	50~99人
雇用形態	有期契約社員	パート・アルバイト
調整事項	継続雇用(有期雇用契約の更新)	求人条件と同じ給与の補償、精神的苦痛に係る損害賠償の支払い
労働者側主張	<p>法人と有期雇用契約を締結し、業務に従事していた。当初の雇用契約書では契約更新について「更新する場合があります」旨の記載があった。</p> <p>初回の契約更新があり、その際に手渡された雇用契約書では契約更新について「更新はしない」旨の記載があったが、そのことについての説明はなかった。</p> <p>その後、契約期間が満了する直前になり、勤務成績が不良であるため更新しない旨を告げられた。これに納得がいかないため、継続雇用(有期雇用契約の更新)を求める。</p>	<p>求人時に示されていた雇用期間が使用者側の都合で一方的に短縮されたうえ、契約期間満了を待たずに雇用を打ち切られた。</p> <p>大きなミスもなく一生懸命働いていたにもかかわらず、派遣先の社員や同僚スタッフが派遣元のF社に対して、申請者には能力がないとの報告をしたためである。</p> <p>また、募集条件は月20日勤務だったにもかかわらず、実際は週2、3日しか勤務させてもらえなかったため、期待していた給料を得られなかった。</p>
使用者側主張	<p>次回の契約の更新はしない旨を十分に説明したうえで、雇用契約書を手渡した。申請者はその説明を聞いたうえで、雇用契約書に署名しており、何ら手続きに不備はない。</p> <p>ただ、再度、申請者と対話の場を持ち、雇用について再検討することは可能である。</p>	<p>雇用期間は雇用契約書に明示していたとおりであり、申請者には勤務実績等により契約更新もあり得ると伝えていた。</p> <p>派遣先から、申請者の勤務成績が不良であるとの報告があり、別のスタッフの派遣を要請された。このため、申請者に今の仕事を続けてもらうことは不可能であると判断し、契約を更新しない旨通告した。</p> <p>雇用契約の残りの期間について、今の派遣先のシフトに入るか、他の派遣先で勤務したいか申請者に尋ねたが、明確な答えがなかった。このため、いずれの勤務も希望しないのであれば最終の出勤日をもって退社となる旨伝えた。</p> <p>派遣先での月20日の勤務日数は、最大日数として示したものである。実際はシフト勤務となるため、月20日を下回る可能性があることは事前に申請者に説明しており、契約時に了解を得ている。</p>
申請年月日	令和4年3月17日	令和4年5月25日
終結年月日	令和4年4月12日	令和4年6月9日
結 果	解決	打切り
終結要旨	双方があっせん案を受諾した。	あっせんを開催したが、双方の主張に隔たりが大きいため打ち切った。
あっせん員	中岡研二(公)、池内正博(労)、中作佳正(使)	吉田和宏(公)、白崎直樹(労)、富田俊昭(使)

番 号	個111	個112
事件番号	令和4年(個)第6号	令和4年(個)第7号
当事者	申請者	被申請者従業員
	相手方	株式会社G
事業内容	不動産業、物品賃貸業	製造業
従業員数	100人～299人	100人～299人
雇用形態	正社員	契約社員
調整事項	パワハラがあった事実を認め書面による謝罪、慰謝料請求、未払い残業代の請求等	配置転換、出向・転籍
労働者側主張	<p>直属の上司から、暴言等のパワハラをほぼ毎日のように受けている。</p> <p>また、残業代は固定された金額が支払われているが、実際はその金額を超える残業代が発生し、超えている分の残業代は支払われていない。さらに、従前と比較して歩合給が低額になっており、成績が適正に反映しているとはいえない。</p> <p>以上のことを職制上、直属の上司の上の立場にある者に伝えたが一向に改善されないため、パワハラについての謝罪や慰謝料、未払い残業代等を求める。</p>	<p>突然会社の担当者から解雇を告げられ、頭が真っ白になり、どのように返答したか定かでなく、解雇につき承諾していない。</p> <p>定年退職までの労働条件は、就業場所は〇〇店に限定され、そこで長く勤務を続け顧客も多数獲得した。定年退職後の雇用契約でも勤務場所は〇〇店と記載されていたため、そこで働けるものと思っていた。</p> <p>解雇は撤回されたが、経営不振で閉店となった別の店の販売員Bが自分の勤務する〇〇店に異動となり、代わりに自分が他の店に配転させられることとなった。</p> <p>配転により通勤時間は今までの倍以上となり、非常に苦痛であり納得できない。</p>
使用者側主張		<p>解雇については、解雇予定日の1か月以上前に伝えており、その際担当者が本人の了解を得たものと認識していた。その後雇用契約期間中の解雇については会社としても問題があると考え撤回し、新たな勤務場所を用意したうえで、Aを契約期間満了日まで雇用することとした。</p> <p>Aの勤務場所は〇〇店に限定されていたわけではなく、雇用契約書にも会社の指示で異動する場合もあることを明示していた。</p> <p>同店は赤字続きのため経営改善が必要であったところ、AよりもBの方が売上の向上を期待できたことから、経営上の方針として配置転換を命じた。今回の配転については会社の権限によるもので、法的に問題はないと考えている。Aと同様の契約社員においては通勤に1時間程度を要する者も少なくはなく、Aに過大な負担を強いているとは考えにくい。</p>
申請年月日	令和4年6月2日	令和4年6月6日
終結年月日	令和4年8月24日	令和4年6月28日
結 果	取下げ	解決
終結要旨	使用者側調査前に、あっせん外で自主解決をしたため、取り下げられた。	双方があっせん案を受諾した。
あっせん員	土井裕明(公)	中岡研二(公)、池内正博(労)、北川鉄樹(使)

第5節 争議の実情調査

(1) 概況

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した場合に、必要に応じてその実態を的確に把握し、調査の段階で適当な示唆・助言等を与えることにより、争議の早期解決を図るため、また、労働委員会が職権あっせん等を行う必要性の有無について判断するため、実施するものである。

特に公益事業については、争議行為を予定する日の10日前までに、労働委員会および知事に対してその旨の予告通知を行うことが義務づけられており、この予告通知に基づいて直ちに調査を実施し、また、一般事業の場合でも地域社会に影響を及ぼす特異な争議などについては実施している。

令和4年における実情調査は、前年からの繰越しが5件、新規調査件数が18件であった。調査の対象は医療業20件、道路旅客運送業1件、道路貨物運送業2件で、いずれも公益事業であり、争議行為予告通知を受けて調査を開始した。

(注) ・争議行為が行われる事業所ごとに1件として集計した。

・春季要求が終結せずに秋季要求に引き継ぐ場合は1件として集計した。

ア 月別取扱状況

区 分	月												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
新規開始件数	0	4	2	0	1	0	0	3	1	3	4	0	18
取扱件数	5	9	10	7	7	7	4	3	4	4	7	7	—

イ 終結状況

区 分	解 決	打切り	調整事件へ 移行	事件の併合	次年繰越し	計
件 数	9	8	0	0	6	23

(注) 単位組合において争議行為の予定がない場合は、総会で報告した上で調査を打ち切った。

(2) 実情調査一覧

番号	争議名	要求事項	通知先	通知日	争議行為	調査終了日	終結状況
1	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委	3.9.10	無	4.2.24	打切り
2	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
3	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
4	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
5	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	3.11.29 4.3.15	無	4.7.7	解決
6	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委	4.2.24	無	4.6.24	解決
7	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委、滋賀県労委 滋賀県労委	4.2.25 4.5.23	有	4.6.24	解決
8	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	4.2.25	無	4.3.11	打切り
9	滋賀県赤十字血液センター争議	賃上げ等	中労委	4.2.25	無	4.3.11	打切り
10	日通滋賀運輸争議	一時金等	中労委	4.3.4	無	4.4.22	解決
11	江若交通争議	賃上げ等	中労委	4.3.7	無	4.3.25	解決
12	日通滋賀運輸争議	勤務体制等	中労委	4.5.27	無	4.6.13	打切り
13	大津赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	4.8.19	無	4.9.9	打切り
14	長浜赤十字病院争議	賃上げ等	中労委	4.8.19	無	4.9.9	打切り
15	滋賀県赤十字血液センター争議	賃上げ等	中労委	4.8.19	無	4.9.9	打切り
16	JCHO滋賀病院争議	賃上げ等	中労委	4.9.28	—	—	翌年繰越し
17	東近江総合医療センター争議	賃上げ等	中労委	4.10.18	—	—	翌年繰越し
18	紫香楽病院争議	賃上げ等	中労委	4.10.18	無	4.10.28	打切り
19	大津赤十字病院争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.10.28	有	4.12.23	解決
20	膳所診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し
21	坂本民主診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し
22	こびらい生協診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し
23	こうせい駅前診療所争議	賃上げ等	滋賀県労委	4.11.7	—	—	翌年繰越し

第6節 広 報 活 動

次のとおり広報活動を行った。

(1) ホームページ

労働委員会の業務に対する県民の理解を深め、委員会制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の活動を随時掲載している。

(2) SNSの活用

労働委員会に対する県民の認知度を向上させ、委員会制度の利用促進を図る目的で、県公式LINE、FacebookおよびTwitterを利用した情報発信を行っている。

(3) 「労働委員会リーフレット」の配布

労働委員会の業務に対する労使関係者の理解を深め、委員会諸制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の業務や利用手続を記載したリーフレットを配布している。

(4) 滋賀県労働広報紙『滋賀労働』における「労働委員会だより」の連載

滋賀県労働広報紙『滋賀労働』に労働委員会業務の紹介記事を連載している。

661号（3月） 不当労働行為事件の概要について

662号（5月） 労使間のトラブルでお困りなら、まずはこちらに相談を！

663号（9月） 雇用のトラブルまず相談、次にあっせんを！

664号（12月） 労働委員会のあっせん制度をご活用ください！

※ 『滋賀労働』は、安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規や労働福祉施策、職業能力開発施策等の情報提供を行う県の広報紙であり、年4回発行されている。発行部数は約5,300部であり、希望先にはメール配信を行っている。また、県ホームページにおいても公開されている。

(5) 月例労働相談の周知・広報

毎月開催する月例労働相談の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等、約5,000箇所に案内チラシを約12,000部配布した。また、労働委員会ホームページや新聞、県広報誌、テレビの県政情報番組等の広報媒体により紹介した。

(6) 無料労働相談会の周知・広報

10月開催の無料労働相談会の周知・広報のため、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等、約5,000箇所に案内チラシ約8,000部を配布した。また、労働委員会ホームページや新聞、相談会開催市広報誌等の広報媒体により紹介した。

(7) 出前講座における労働委員会の紹介

出前講座において、労働委員会の業務や利用手続等を紹介した。

資 料

資 料

1 取扱事件統計（滋賀県労働委員会取扱分）

(1) 不当労働行為事件年別取扱件数・終結状況表

ア 旧法下におけるもの

区分 年	前年 繰越	新規 申立	計	終 結 件 数					次年 繰越
				処罰 請求	戒告書 手 交	あっせん 的解決	却下	計	
昭和21									
昭和22		3	3			3		3	
昭和23		3	3	1		1	1	3	
昭和24		6	6		4	1	1	6	
計		12		1	4	5	2	12	

イ 現行法下におけるもの

区分 年	前年 繰越	新規 申立	計	終 結 件 数								次年 繰越
				取下和解			命令決定				終 結 計	
				取下	無関与	関与	全救	一救	棄却	却下		
昭和24		3	3	1		2					3	
昭和25		8	8		2	3	1		1		7	1
昭和26	1	2	3			1	1			1	3	
昭和27		3	3	1	1	1					3	
昭和28		9	9		1	6					7	2
昭和29	2	11	13	4	1	5			3		13	
昭和30		8	8			7					7	1
小計		44		6	5	25	2		4	1	43	
昭和31	1	8	9	1		7		1			9	
昭和32		8	8		4	3					7	1
昭和33	1	7	8		4	3					7	1
昭和34	1	3	4		1			1			2	2
昭和35	2	1	3			2					2	1
昭和36	1	3	4	1		2					3	1
昭和37	1	8	9	1	1	5					7	2
昭和38	2	5	7			5					5	2
昭和39	2	2	4	1	1						2	2
昭和40	2	1	3			2		1			3	
小計		46		4	11	29		3			47	
昭和41		3	3			2					2	1
昭和42	1	5	6	1		1					2	4
昭和43	4		4			1			1	1	3	1
昭和44	1	3	4		1	1					2	2
昭和45	2	13	15	1		11					12	3
昭和46	3	3	6	3				1			4	2
昭和47	2	4	6	1		2					3	3
昭和48	3	6	9		2						2	7
昭和49	7	4	11		1	4	2	1			8	3
昭和50	3	4	7			3	1				4	3
小計		45		6	4	25	3	2	1	1	42	
昭和51	3	5	8	3		1	2				6	2
昭和52	2	4	6			2					2	4
昭和53	4	2	6	1		1	1				3	3
昭和54	3	4	7			4		1			5	2
昭和55	2	8	10	2			2				4	6
昭和56	6	3	9	1		2		1			4	5
昭和57	5	4	9	1		2		2			5	4
昭和58	4		4	1							1	3
昭和59	3	2	5	1		1		1			3	2
昭和60	2	2	4			1	1	1			3	1
小計		34		10		14	6	6			36	

区分 年	前年 繰越	新規 申立	計	終 結 件 数							次 年 繰越	
				取下・和解			命令決定					終結 計
				取下	無関与	関与	全救	一救	棄却	却下		
昭和61	1		1								1	
昭和62	1	2	3		1					1	2	
昭和63	2		2			1				1	1	
平成元	1	1	2				1	1		2		
平成2		1	1			1				1		
平成3												
平成4		1	1								1	
平成5	1	1	2			1				1	1	
平成6	1		1								1	
平成7	1	1	2					1		1	1	
小計		7			1	3	1	2		7		
平成8	1		1			1				1		
平成9		3	3	1						1	2	
平成10	2	1	3			1				1	2	
平成11	2		2					1		1	1	
平成12	1	1	2		1					1	1	
平成13	1		1			1				1		
平成14												
平成15		2	2	2						2		
平成16		5	5	1		2				3	2	
平成17	2	2	4			2	1			3	1	
小計		14		4	1	7	1	1		14		
平成18	1	6	7			2		1		3	4	
平成19	4	2	6		1	3	1			5	1	
平成20	1	4	5			1				1	4	
平成21	4	6	10		1	1	1		1	4	6	
平成22	6	10	16			1		3		4	12	
平成23	12	3	15	1	1	3		5	1	11	4	
平成24	4	2	6	1		2			2	5	1	
平成25	1	2	3						1	1	2	
平成26	2	1	3					1		1	2	
平成27	2	5	7			4			2	6	1	
小計		41		2	3	17	2	10	7	41		
平成28	1	3	4			3				3	1	
平成29	1	1	2	1				1		2		
平成30												
令和元												
令和2		2	2	1						1	1	
令和3	1		1						1	1		
令和4												
合計		237		34	25	123	15	25	13	2	237	

(2) 調整事件年別取扱件数・終結状況表

ア 集団的労使紛争

年	あ っ せ ん							調 停								
	繰越	新規	計	結 果			繰越	新規	計	結 果						
				取下	解決	打切				繰越	移管	解決	打切	不調	繰越	
昭和21																
昭和22		14	14	2	9	1	2		4	4	1	2				1
昭和23	2	19	21	1	16	2	2	1	3	4		1	1	2		
昭和24	2	23	25	3	20	2			1	1		1				
昭和25		21	21	1	19		1		3	3		2		1		
昭和26	1	18	19		17	2			3	3		2	1			
昭和27		18	18	1	14	3			1	1					1	
昭和28		13	13	1	12				2	2		2				
昭和29		10	10	1	9				2	2		1			1	
昭和30		24	24	5	16	2	1		1	1					1	
小計		160		15	132	12			20		1	11	2	6		
昭和31	1	9	10		10											
昭和32		9	9		8	1										
昭和33		15	15		15											
昭和34		9	9		6	3										
昭和35		13	13	1	12											
昭和36		20	20		19	1										
昭和37		13	13		13											
昭和38		17	17	1	13	3										
昭和39		7	7		7											
昭和40		21	21		19	1	1									
小計		133		2	122	9										
昭和41	1	29	30	1	25	4										
昭和42		12	12		10	2										
昭和43		4	4	1	2	1										
昭和44		18	18	2	14	2										
昭和45		13	13	1	7	3										
昭和46	2	12	14	1	9	4										
昭和47		13	13	1	10	2										
昭和48		7	7	1	5	1										
昭和49		13	13	3	8	2										
昭和50		11	11	4	4	3										
小計		132		15	94	24										
昭和51		9	9	3	6											
昭和52		7	7	2	3	2										
昭和53		5	5	1	2	2										
昭和54		6	6	1	4	1										
昭和55		6	6		2	3	1									
昭和56	1	10	11	2	6	3										
昭和57		2	2		2											
昭和58		6	6	2	4											
昭和59		15	15	1	8	6										
昭和60		2	2		2											
小計		68		12	39	17										
昭和61		5	5		3	2										
昭和62		3	3		1	2										
昭和63		1	1			1										
平成元		4	4	2		1	1									
平成2	1	4	5	1	2	2										
平成3		3	3		2	1										
平成4		3	3	1	2											
平成5		2	2		1	1										
平成6		2	2	1	1											
平成7		1	1			1										
小計		28		5	12	11										

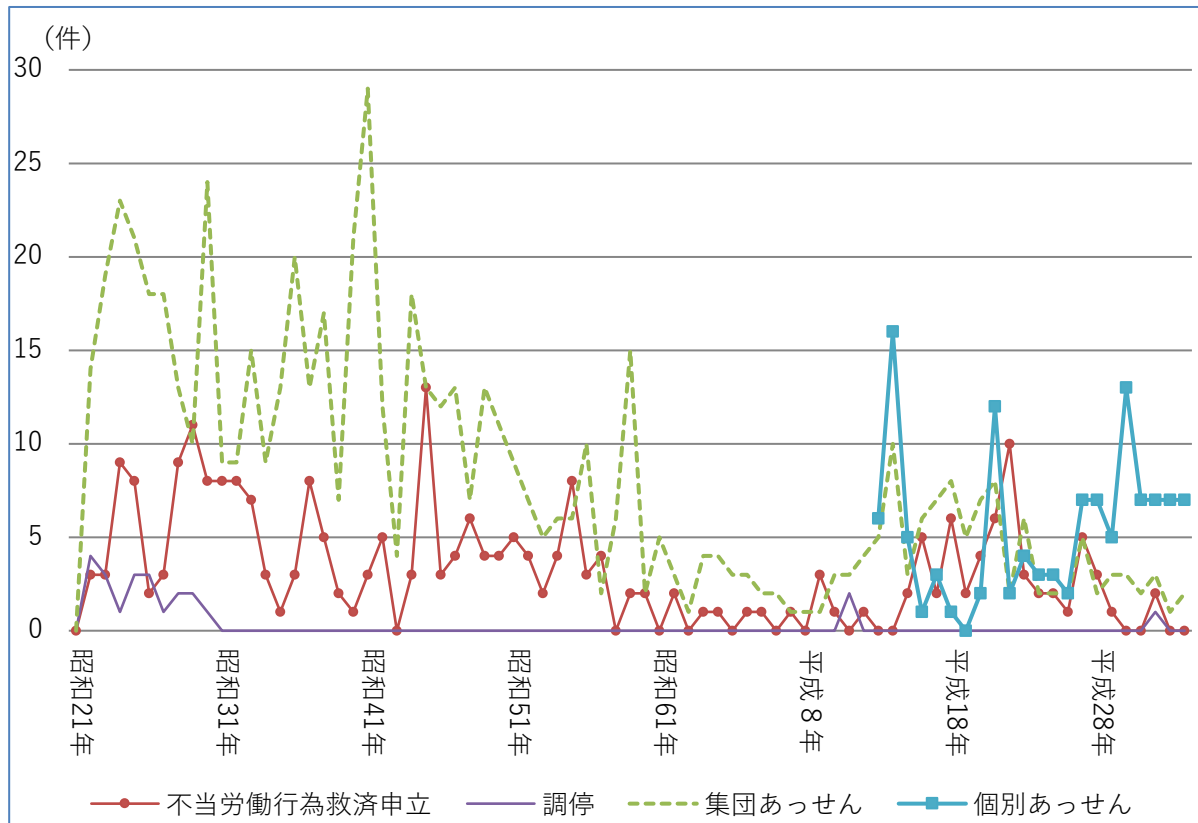
区分 年	あ っ せ ん							調 停								
	繰越	新規	計	結 果				繰越	新規	計	結 果					
				取下	解決	打切	繰越				移管	解決	打切	不調	繰越	
平成8		1	1	1												
平成9		1	1		1											
平成10		3	3		2	1										
平成11		3	3		2	1			2	2					2	
平成12		4	4		1	2	1									
平成13	1	5	6	3	1	1	1									
平成14	1	10	11	1	4	6										
平成15		3	3			2	1									
平成16	1	6	7	2	3	2										
平成17		7	7		1	2	4									
小計		43		7	15	17			2						2	
平成18	4	8	12	2	2	6	2									
平成19	2	5	7	1	3	2	1									
平成20	1	7	8	2	1	3	2									
平成21	2	8	10	2	3	4	1									
平成22	1	2	3	2		1										
平成23		6	6		4	1	1									
平成24	1	2	3			3										
平成25		2	2		1	1										
平成26		2	2			2										
平成27		5	5		3	2										
小計		47		9	17	25										
平成28		2	2		1	1										
平成29		3	3		1	1	1									
平成30	1	3	4		1	3										
令和元		2	2			2										
令和2		3	3	2	1				1	1				1		
令和3		1	1	1												
令和4		2	2		1		1									
合計		627		68	436	122			23		1	11	3	8		

イ 個別的労使紛争

区分 年	あ っ せ ん								
	繰越	新規	計	結 果					
				取下	解決	打切	不開始	繰越	
平成13		6	6		2	1	1	2	
平成14	2	16	18	2	11	3	1	1	
平成15	1	5	6	3	1	2			
平成16		1	1			1			
平成17		3	3		1	2			
平成18		1	1		1				
平成19									
平成20		2	2			1	1		
平成21		12	12		1	9		2	
平成22	2	2	4	1		3			
小計		48		6	17	22	3		
平成23		4	4			4			
平成24		3	3		2	1			
平成25		3	3	1		2			
平成26		2	2		1			1	
平成27	1	7	8		4	4			
平成28		7	7		4	2		1	
平成29	1	5	6		2	4			
平成30		13	13	2	7	3	1		
令和元		7	7		1	5		1	
令和2	1	7	8	4		3		1	
小計		58		7	21	28	1		
令和3	1	7	8	2	1	4		1	
令和4	1	7	8	1	5	2			
合計		120		16	44	56	4		

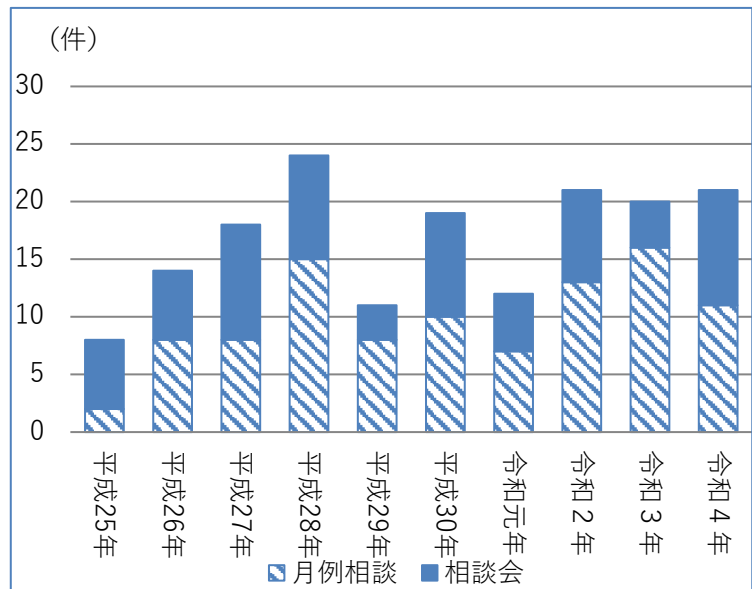
2 事件および労働相談の取扱件数の推移

(1) 不当労働行為、あっせん等の推移



(2) 労働相談の推移

区分	月例相談	10月相談会	合計
平成25年	2	6	8
平成26年	8	6	14
平成27年	8	10	18
平成28年	15	9	24
平成29年	8	3	11
平成30年	10	9	19
令和元年	7	5	12
令和2年	13	8	21
令和3年	16	4	20
令和4年	11	10	21



3 労働組合状況

(1) 滋賀県および全国の労働組合数・組合員数の推移

(各年6月30日現在)

区分 年次	滋 賀 県							全 国		
	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		推定 組織率	組合数	組合員数	推定 組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数				
平成3年	組合 801	人 122,961	組合 8	人 2,591	% 1.0	% 2.2	% 25.9	組合 71,685	人 12,322,884	% 24.5
平成4年	800	125,415	△1	2,454	△0.1	2.0	25.9	71,881	12,470,958	24.4
平成5年	794	126,890	△6	1,475	△0.8	1.2	25.8	71,501	12,586,964	24.2
平成6年	795	127,447	1	557	0.1	0.4	25.4	71,674	12,619,467	24.1
平成7年	784	125,710	△11	△1,737	△1.4	△1.4	24.6	70,839	12,495,304	23.8
平成8年	792	123,351	8	△2,359	1.0	△1.9	23.7	70,699	12,331,252	23.2
平成9年	795	123,063	3	△288	0.4	△0.2	23.5	70,821	12,167,594	22.6
平成10年	783	121,460	△12	△1,603	△1.5	△1.3	23.1	70,084	11,987,178	22.4
平成11年	777	119,177	△6	△2,283	△0.8	△1.9	22.6	69,387	11,706,419	22.2
平成12年	767	116,287	△10	△2,890	△1.3	△2.4	21.9	68,737	11,425,804	21.5
平成13年	766	114,097	△1	△2,190	△0.1	△1.9	21.4	67,706	11,098,530	20.7
平成14年	756	109,134	△10	△4,963	△1.3	△4.3	20.4	65,642	10,707,978	20.2
平成15年	779	106,259	23	△2,875	3.0	△2.6	19.9	63,955	10,437,123	19.6
平成16年	763	102,745	△16	△3,514	△2.1	△3.3	19.2	62,805	10,209,154	19.2
平成17年	734	100,067	△29	△2,678	△3.8	△2.6	18.7	61,178	10,034,433	18.7
平成18年	718	100,176	△16	109	△2.2	0.1	18.6	59,019	9,961,299	18.2
平成19年	711	99,873	△7	△303	△1.0	△0.3	18.0	58,265	10,002,426	18.1
平成20年	715	100,061	4	188	0.6	0.2	17.4	57,197	9,988,736	18.1
平成21年	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0	17.2	56,347	10,006,062	18.5
平成22年	736	102,131	△7	43	△0.9	0.0	17.2	55,910	9,988,454	18.5
平成23年	734	101,010	△2	△1,121	△0.3	△1.1	17.0	55,148	9,897,349	18.1
平成24年	744	101,360	10	350	1.4	0.3	17.1	54,773	9,830,867	17.9
平成25年	738	100,478	△6	△882	△0.8	△0.9	16.9	54,182	9,821,611	17.7
平成26年	736	99,249	△2	△1,229	△0.3	△1.2	16.7	53,528	9,777,253	17.5
平成27年	724	97,852	△12	△1,397	△1.6	△1.4	16.3	52,768	9,825,300	17.4
平成28年	714	98,416	△10	564	△1.4	0.6	16.2	51,967	9,883,500	17.3
平成29年	705	100,025	△9	1,609	△1.3	1.6	16.2	51,325	9,915,574	17.1
平成30年	709	101,659	4	1,634	0.6	1.6	16.2	50,740	9,996,004	17.0
令和元年	708	101,898	△1	239	△0.1	0.2	16.0	49,925	10,015,801	16.7
令和2年	703	103,817	△5	1,919	△0.7	1.9	16.5	49,098	10,044,063	17.1
令和3年	697	104,742	△6	925	△0.9	0.9	17.1	48,239	10,011,229	16.9
令和4年	691	104,098	△6	△644	△0.9	△0.6	16.8	47,495	9,927,292	16.5

(2) 滋賀県の産業別労働組合数・組合員数の状況

(令和4年6月30日現在)

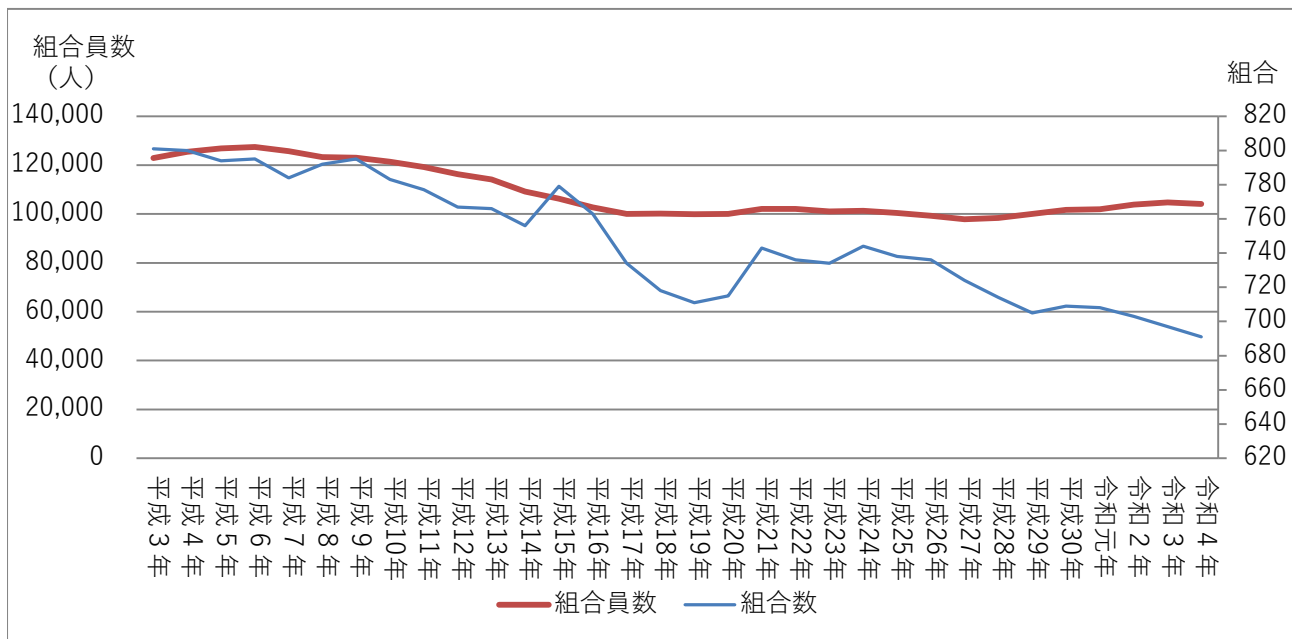
業種	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
農業, 林業	2	0.3	16	0.0	0	△ 3	0.0	△ 15.8
建設業	22	3.2	2,704	2.6	0	86	0.0	3.3
製造業	256	37.0	61,215	58.8	1	△ 23	0.4	△ 0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.2	842	0.8	0	△ 8	0.0	△ 0.9
情報通信業	6	0.9	1,070	1.0	0	△ 43	0.0	△ 3.9
運輸業, 郵便業	66	9.6	3,340	3.2	0	△ 2	0.0	△ 0.1
卸売業, 小売業	104	15.1	6,559	6.3	△ 1	△ 80	△ 1.0	△ 1.2
金融業, 保険業	17	2.5	4,193	4.0	0	△ 44	0.0	△ 1.0
不動産業, 物品賃貸業	1	0.1	41	0.0	0	0	-	-
学術研究, 専門・技術サービス業	7	1.0	1,026	1.0	0	△ 1	0.0	△ 0.1
宿泊業, 飲食サービス業	4	0.6	1,103	1.1	0	△ 13	0.0	△ 1.2
生活関連サービス業, 娯楽業	8	1.2	1,623	1.6	0	0	0.0	0.0
教育, 学習支援業	43	6.2	3,531	3.4	△ 1	△ 64	△ 2.3	△ 1.8
医療, 福祉	59	8.5	4,299	4.1	△ 4	△ 119	△ 6.3	△ 2.7
複合サービス事業	14	2.0	3,255	3.1	0	△ 15	0.0	△ 0.5
サービス業 (他に分類されないもの)	6	0.9	794	0.8	0	△ 9	0.0	△ 1.1
公務	67	9.7	8,477	8.1	△ 1	△ 306	△ 1.5	△ 3.5
分類不能の産業	1	0.1	10	0.0	0	0	0.0	0.0
合計	691	100.0	104,098	100.0	△ 6	△ 644	△ 0.9	△ 0.6

(3) 滋賀県の適用法規別組織の状況

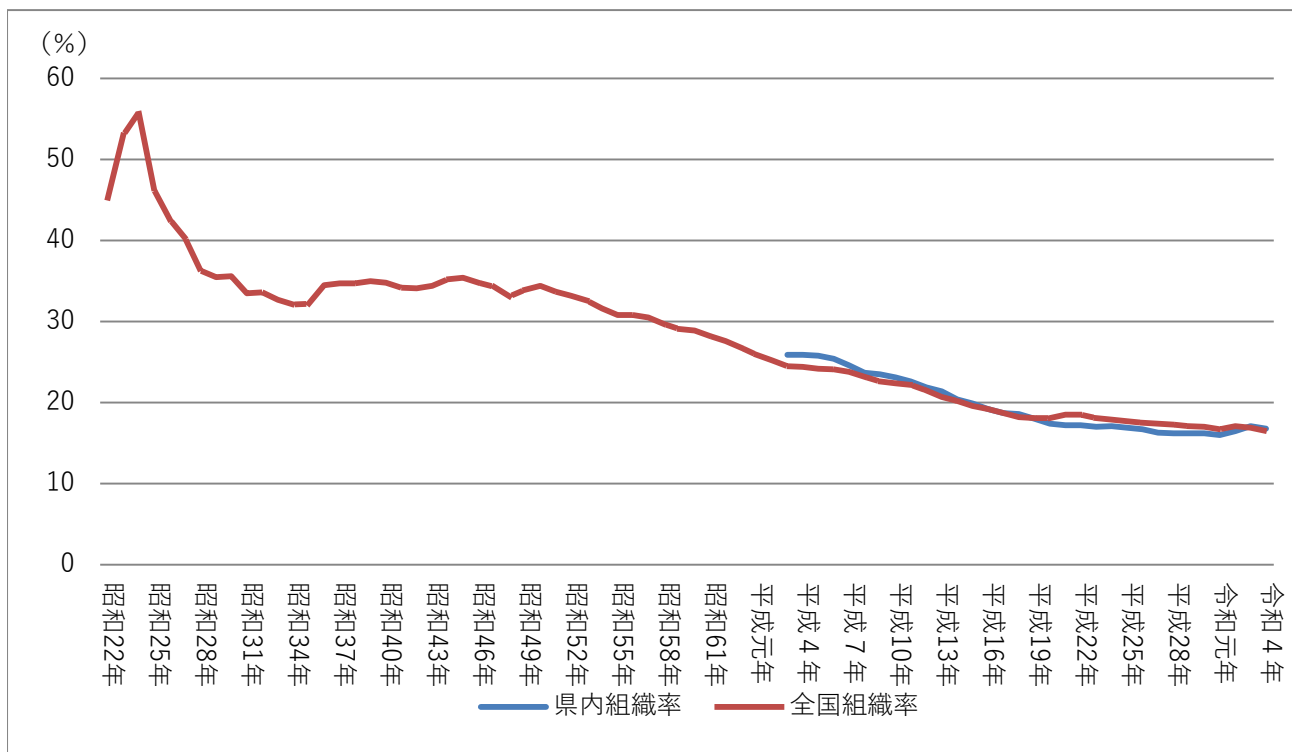
(令和4年6月30日現在)

適用法規	組合数		組合員数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
労働組合法	587	84.9	90,073	86.5	△ 6	△ 357	△ 1.0	△ 0.4
行政執行法人の 労働関係に関する法律	1	0.1	432	0.4	0	0	0.0	0.0
地方公営企業等の 労働関係に関する法律	8	1.2	652	0.6	0	△ 10	0.0	△ 1.5
国家公務員法	19	2.7	523	0.5	0	△ 13	0.0	△ 2.4
地方公務員法	76	11.0	12,418	11.9	0	△ 264	0.0	△ 2.1
合計	691	100.0	104,098	100.0	△ 6	△ 644	△ 0.9	△ 0.6

(4) 滋賀県の労働組合員数と組合数の推移



(5) 滋賀県および全国の推定組織率の推移



4 歴代委員名簿

(◎は会長、○は会長代理)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第1期 昭21.3.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大橋 幸雄 六雄 慶哉 (21.11.8 退任) 平口 正雄 成宮 嘉造 (21.11.8 就任)	戸崎藤次郎 (21.9.9 退任) 矢尾喜三郎 尾上幸太郎 神山勝次郎 中野 良三 (21.7.15退任) 松田 勝利 (21.7.15就任) 小野 隆史 (21.9.9 就任)	原 義雄 夏川鐵之助 後藤 悌次 田井中信一 小西幾太郎
第2期 昭22.3.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大橋 幸雄 平口 正雄 成宮 嘉造	松田 勝利 小野 隆史 間宮重一郎 富田源太郎 山下 順吉	原 義雄 辻 秀男 伊庭栄次郎 秋田 壽雄 荻田惣治郎
第3期 昭23.3.5	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 平口 正雄 (23.9.30退任) 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一 (23.10.1 就任)	松田 勝利 間宮重一郎 尾上幸太郎 川村 鶴吉 菱田繁太郎	原 義雄 辻 秀男 細川 俊二 黒川 寛一 (23.9.30退任) 小山栄八郎 大坪 武彦 (23.10.1 就任)
第4期 昭24.4.2	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一	松田 勝利 間宮重一郎 尾上幸太郎 米木安太郎 山本 行雄	辻 秀男 細川 俊二 大坪 武彦 高橋 定男 野上智賀雄
第5期 昭25.4.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一	松田 勝利 間宮重一郎 米木安太郎 山極 秋男 森 英一	辻 秀男 細川 俊二 大坪 武彦 高橋 定男 野上智賀雄 (25.6.30退任) 三村 五郎 (25.6.30就任)
第6期 昭26.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○松好 貞夫 西村 関一 齋藤 武生	松田 勝利 間宮重一郎 山村源一郎 中村 彰三 岩崎 正次	辻 秀男 大坪 武彦 三村 五郎 若林 栄三 中川 一夫
第7期 昭27.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○松好 貞夫 西村 関一 齋藤 武生	松田 勝利 間宮重一郎 岩崎 正次 山極 秋男 青谷 佐一	大坪 武彦 中川 一夫 田井中信一 谷村久太郎 津田 直次
第8期 昭28.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○西村 関一 齋藤 武生 中津 忠次	松田 勝利 岩崎 正次 青谷 佐一 上田 正一 寺田 忠一	大坪 武彦 中川 一夫 谷村久太郎 津田 直次 林 昌蔵 (28.6.1 就任)
第9期 昭29.4.1	◎竹内角左衛門 ○西村 関一 齋藤 武生 中津 忠次 森 順次	岩崎 正次 青谷 佐一 上田 正一 安井 秀吉 山極 秋男	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 林 昌蔵 田井中信一
第10期 昭30.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 浜本 貞芳	岩崎 正次 上田 正一 西田 八郎 野口 博 宮崎 幸男	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 林 昌蔵 横田正治郎 (30.5.19就任)
第11期 昭31.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	宮崎 幸男 八木 進一 中井 定栄 村田 重三 石井 寛二	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 横田正治郎 野上智賀雄

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第12期 昭32.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	八木 進一 中井 定栄 村田 重三 国松 平一 木田長二郎	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 横田正治郎 野上智賀雄
第13期 昭33.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	八木 進一 中井 定栄 村田 重三 国松 平一 木田長二郎	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 桂 弘 (33.12.31退任) 内田 敏夫 (34.1.1就任)
第14期 昭34.5.1	○齋藤 武生 ◎中津 忠次 森 順次 玉置 保 渡辺 信男	八木 進一 (35.3.16退任) 村田 重三 西田 八郎 飯田 勝一 松本 慶雄	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫
第15期 昭35.6.16	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 今宿 次雄 (35.9.30退任) 野崎 貫一 (36.1.16就任)	村田 重三 西田 八郎 松本 慶雄 八木 進一 山極 秋男	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫
第16期 昭36.8.1	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 野崎 貫一 (37.11.7退任)	村田 重三 西田 八郎 八木 進一 中井 定栄 本郷 三郎	中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫 西川 知義 (37.5.31退任)
第17期 昭38.6.22	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 北川 正夫	村田 重三 西田 八郎 中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫	中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫 (39.4.15退任) 長尾 宣蔵 永井 俊夫 (39.5.1就任)
第18期 昭40.9.7	齋藤 武生 ◎玉置 保 ○渡辺 信男 (41.6.25退任) 北川 正夫 (41.7.8会長代理就任) 西藤 雅夫 石原 即昭 (41.8.1就任)	村田 重三 中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫 八木 進一	中川 一夫 横田正治郎 田辺 英夫 (41.5.31退任) 野間 勇 三浦 純二 岸井 淳 (41.6.20就任)
第19期 昭41.11.16	◎玉置 保 ○北川 正夫 (43.9.15死去) 西藤 雅夫 (43.9.27会長代理就任) 石原 即昭 砂崎 宏 (43.7.16退任) 五月女 纈 (43.9.11就任)	中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫 八木 進一 (43.3.18退任) 植山 進 (43.5.1就任)	中川 一夫 横田正治郎 野間 勇 三浦 純二 (43.3.31退任) 岸井 淳 (42.6.30退任) 高橋 正秋 (42.7.1就任) 青木 一磨 (43.5.1就任) 小川三樹雄 (43.6.21就任)
第20期 昭43.11.16	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 纈 浅野 亨	中井 定栄 本郷 静夫 八木 進一 植山 進 (44.2.28退任) 武富 寛幸 安藤 義男 (44.4.1就任)	中川 一夫 横田正治郎 野間 勇 (45.1.31退任) 青木 一磨 小川三樹雄 大坪 武輝 (45.4.10就任)
第21期 昭45.11.16	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 纈 浅野 亨	中井 定栄 本郷 静夫 八木 進一 (46.3.29退任) 安藤 義男 浅川 辰巳 堀 保昭 (46.6.1就任)	中川 一夫 横田正治郎 青木 一磨 小川三樹雄 大坪 武輝 (47.5.31退任) 中谷 寿保 (47.6.16就任)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第22期 昭48.1.26	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 轟 浅野 亨 (48.10.25死去) 北川 和夫 (48.12.15就任)	中井 定栄 本郷 静夫 安藤 義男 (48.4.6 退任) 堀 保昭 八木 進一 吉村 眞明 (48.5.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 中谷 寿保 森井 清二 加藤 良男
第23期 昭50.2.12	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 西川 良三 越後 和典	中井 定栄 (50.10.31退任) 本郷 静夫 堀 保昭 吉村 眞明 杉山 善一 山本 勝 (50.11.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 森井 清二 (50.5.31退任) 加藤 良男 (51.6.10退任) 米山 一光 塚本伊久男 (50.7.1 就任) 長岡 裕 (51.7.1 就任)
第24期 昭52.3.14	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	本郷 静夫 吉村 眞明 山本 勝 久保 晴彦 東郷 榮司	中川 一夫 横田正治郎 米山 一光 塚本伊久男 (52.7.1 退任) 長岡 裕 (52.12.5 退任) 尾崎 保久 (52.8.1 就任) 向井 正一 (53.1.15就任)
第25期 昭54.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	本郷 静夫 (54.12.14退任) 吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 権藤 栄治 星 伸雄 (54.12.15就任)	中川 一夫 米山 一光 (54.7.31退任) 尾崎 保久 (54.7.31退任) 向井 正一 藤田莊次郎 松岡 喬 (54.8.1 就任) (55.7.22退任) 高橋宗治郎 (54.8.1 就任) 前川 好弘 (55.7.23就任)
第26期 昭56.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 権藤 栄治 中島 清	中川 一夫 向井 正一 (57.7.31退任) 藤田莊次郎 (57.1.29死去) 高橋宗治郎 前川 好弘 竹内 康彦 (57.3.12就任) 今泉 房一 (57.8.1 就任)
第27期 昭58.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 中島 清 (58.8.31退任) 西田 幸男 寄本 道男 (58.9.1 就任)	高橋宗治郎 (59.5.31退任) 前川 好弘 竹内 康彦 今泉 房一 高橋 政之 近藤 功 (59.6.1 就任)
第28期 昭60.4.1	◎玉置 保 (61.7.31会長辞任) ○石原 即昭 (61.8.1 会長就任) 北川 和夫 越後 和典 (61.8.1 会長代理就任) 春日 昴郎	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 西田 幸男 寄本 道男	前川 好弘 (60.10.31退任) 竹内 康彦 今泉 房一 高橋 政之 近藤 功 岸尾 裕之 (60.11.1 就任)
第29期 昭62.4.1	◎石原 即昭 北川 和夫 ○越後 和典 水野喜代三 宮川 清	吉村 眞明 東郷 榮司 寄本 道男 仁科己代治 北村 謙	竹内 康彦 今泉 房一 (62.6.30退任) 高橋 政之 近藤 功 岸尾 裕之 (62.7.31退任) 上松 修巳 (62.7.1 就任) 瀬古 茂 (62.8.1 就任)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第30期 平元.4.1	○北川 和夫 ◎越後 和典 水野喜代三 宮川 清 遠藤幸太郎	東郷 榮司 寄本 道男 仁科己代治 北村 謙 (3.2.28退任) 吉川 浩次	竹内 康彦 高橋 政之 近藤 功 (2.3.31退任) 上松 修己 瀬古 茂 脇坂 宏 (2.4.1 就任)
第31期 平3.4.1	○北川 和夫 ◎越後 和典 水野喜代三 宮川 清 遠藤幸太郎	東郷 榮司 寄本 道男 吉川 浩次 山崎 長榮 徳村 泰佑	竹内 康彦 高橋 政之 上松 修己 (3.6.30退任) 瀬古 茂 脇坂 宏 小西 勉 (3.7.1 就任)
第32期 平5.4.1	◎北川 和夫 水野喜代三 ○宮川 清 遠藤幸太郎 富田 光彦	東郷 榮司 寄本 道男 (5.8.31退任) 吉川 浩次 山崎 長榮 徳村 泰佑 中村 信彬 (5.9.1 就任)	竹内 康彦 (5.6.30退任) 高橋 政之 瀬古 茂 脇坂 宏 小西 勉 廣瀬 一輝 (5.7.1 就任)
第33期 平7.4.1	水野喜代三 ◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫	東郷 榮司 吉川 浩次 (7.10.31退任) 山崎 長榮 (8.10.31退任) 徳村 泰佑 中村 信彬 (7.10.31退任) 松ヶ迫憲二 (7.11.1 就任) (8.11.30退任) 北川美津雄 (7.11.1 就任) 溝口 治夫 (8.11.1 就任) 福家 淑 (8.12.1 就任)	高橋 政之 瀬古 茂 脇坂 宏 (7.7.31退任) 小西 勉 廣瀬 一輝 柗 勝次 (7.8.1 就任)
第34期 平9.4.1	◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫 高土禮二郎	東郷 榮司 (9.12.31退任) 徳村 泰佑 北川美津雄 溝口 治夫 福家 淑 下戸 薫 (10.1.1 就任)	高橋 政之 瀬古 茂 小西 勉 (9.9.30退任) 廣瀬 一輝 柗 勝次 大場日出雄 (9.10.1 就任)
第35期 平11.4.1	◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子	北川美津雄 溝口 治夫 (13.3.19退任) 福家 淑 (11.11.4 退任) 浅尾 光雄 (11.12.24就任) 下戸 薫 能芝 明	高橋 政之 瀬古 茂 廣瀬 一輝 柗 勝次 大場日出雄 大場日出雄
第36期 平13.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	北川美津雄 (14.1.15退任) 下戸 薫 能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 (14.3.18就任)	高橋 政之 瀬古 茂 廣瀬 一輝 柗 勝次 大場日出雄 (13.10.10退任) 杉原 清則 (13.12.1 就任)
第37期 平15.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ	高橋 政之 廣瀬 一輝 杉原 清則 辻 淳夫 山口 朗
第38期 平17.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ	廣瀬 一輝 杉原 清則 (17.5.31退任) 辻 淳夫 山口 朗 浦谷八代意 木村 武 (17.8.1 就任)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第39期 平19.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田光彦 肱岡勇夫 廣幡和子 吉田和宏	淺尾光雄 山崎正雄 山田清 小石さとみ 清水源次	廣瀬一輝 辻淳夫 山口朗 浦谷八代意 木村武
第40期 平21.4.1	◎肱岡勇夫 ○吉田和宏 吉澤幸子 物江和子 (22.8.31退任) 土井裕明 中岡研二 (22.11.10就任)	淺尾光雄 山崎正雄 山田清 清水源次 (22.8.31退任) 宮武眞知子 白崎直樹 (22.11.10就任)	辻淳夫 山口朗 木村武 (21.6.30退任) 杉本春雄 北川益造 三村明 (21.8.20就任) (22.5.31退任) 森岡正樹 (22.8.1就任)
第41期 平23.4.1	◎肱岡勇夫 ○吉田和宏 土井裕明 中岡研二 奥田香子	淺尾光雄 (23.12.31退任) 山崎正雄 (24.9.30退任) 宮武眞知子 白崎直樹 本郷文男 (23.7.20退任) 村山吉宏 (23.10.11就任) 畑慎一 (24.1.5就任) 鹿城和彦 (24.10.25就任)	杉本春雄 北川益造 森岡正樹 藤井正男 中本悦子
第42期 平25.4.1	◎肱岡勇夫 ○吉田和宏 土井裕明 中岡研二 奥田香子	白崎直樹 村山吉宏 畑慎一 (26.10.31退任) 鹿城和彦 小石さとみ 中島徹 (26.12.8就任)	杉本春雄 北川益造 森岡正樹 中本悦子 北川鉄樹
第43期 平27.4.1	◎肱岡勇夫 ○吉田和宏 土井裕明 中岡研二 奥田香子	白崎直樹 鹿城和彦 (28.8.31退任) 小石さとみ 中島徹 (28.10.31退任) 大塚耕太郎 (27.9.30退任) 川原直利 (27.11.10就任) 鈴木克典 (28.10.28就任) 池内正博 (28.11.10就任)	杉本春雄 北川益造 森岡正樹 (27.5.31退任) 中本悦子 北川鉄樹 吉田晴彦 (27.8.5就任) (28.12.31退任)
第44期 平29.4.1	◎肱岡勇夫 ○吉田和宏 土井裕明 中岡研二 奥田香子	白崎直樹 小石さとみ (29.8.31退任) 川原直利 (30.2.28退任) 鈴木克典 池内正博 川瀬美智子 (29.9.1就任) (30.3.31退任) 辻喜則 (30.3.1就任) 奥美智子 (30.4.1就任)	杉本春雄 北川益造 北川鉄樹 山口茂 清水しのぶ
第45期 平31.4.1	◎吉田和宏 ○土井裕明 中岡研二 奥田香子 中睦	白崎直樹 鈴木克典 (2.8.31退任) 池内正博 辻喜則 奥美智子 (2.3.31退任) 大西省三 (2.4.1就任) 白木宏司 (2.10.1就任)	北川益造 北川鉄樹 山口茂 清水しのぶ 吉田郁雄 (2.9.30退任) 森本勝 (2.11.1就任)
第46期 令3.4.1	◎吉田和宏 ○土井裕明 中岡研二 奥田香子 中睦	白崎直樹 池内正博 辻喜則 大西省三 白木宏司	北川鉄樹 山口茂 (3.11.30退任) 森本勝 寺田美弥子 中作佳正 富田俊昭 (4.2.1就任)

滋賀県労働委員会年報

－令和4年版－

刊行年月日	令和5年3月
主管課名	滋賀県労働委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目1-1
電話番号	077-528-4472
FAX番号	077-528-4972
電子メール	le00@pref.shiga.lg.jp
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/
滋賀県労働委員会ホームページQRコード	

